

液化石油ガス設備士講習に関する講師の認定等について

液化石油ガス設備士講習規程（平成9年通商産業省告示第118号。以下「告示第118号」という。）第1条の表中及び平成9年通商産業省告示第119号（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき高圧ガス保安協会が行う講習の実施について必要な事項を定める件。以下「告示第119号」という。）第2号の表中「通商産業大臣が……同等以上の知識経験を有すると認めた者」の認定基準を下記のとおり定める。

なお、液化石油ガス設備士講習に関する講師の認定について（昭和54年6月29日付け54立局第1276号）は、廃止する。

記

1. 告示第118号第1条の表中液化石油ガスに関する基礎知識の項の下欄中第3号の「通商産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者」
 - 1) 液化石油ガスの製造に係る保安に関する8年以上の経験を有する者
 - 2) 液化石油ガスの販売に係る保安に関する10年以上の経験を有する者
 - 3) 液化石油ガスの保安に係る指導及び教育に関する4年以上の経験を有する者
 - 4) 高圧ガス保安法第27条の2第3項の高圧ガス製造保安責任者免状（甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状に限る。）又は、同法第28条第1項の販売主任者免状（第2種販売主任者免状に限る。）の交付を受けている者であって、液化石油ガスの製造に関する4年以上の経験若しくは販売に関する5年以上の経験を有する者又は液化石油ガスの保安に係る指導及び教育に関する2年以上の経験を有する者
2. 告示第118号第1条の表中配管理論の項の下欄中第4号の「通商産業大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者」
 - 1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭和53年法律第85号）による改正前の法第37条第1項の政令で定める条件に適合する者であって、液化石油ガス設備工事の作業に関する4年以上の経験を有する者
 - 2) 告示第118号第3条第1項第1号から第4号までの各号の一に該当する者であって、液化石油ガス設備工事に係る指導及び教育に関する2年以上の経験を有する

者

- 3) 液化石油ガス設備工事の作業に関する10年以上の経験を有する者であって、液化石油ガス設備工事に係る指導及び教育に関する2年以上の経験を有する者
3. 告示第118号第1条の表中供給設備及び消費設備の保安に関する法令の項の下欄中第2号の「通商産業大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者」
- 1) 国又は地方公共団体の行政事務に2年以上従事し、かつ、現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行に携わっている者
- 2) 国又は地方公共団体の行政事務において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の執行に2年以上従事し、かつ、現に液化石油ガスの保安に係る業務に携わっている者
4. 告示第119号第2号の表中配管理論の項の下欄中第4号の「通商産業大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者」
- 上記2.の認定基準を準用する。
5. 告示第119号第2号の表中供給設備及び消費設備の保安に関する法令の項の下欄中第2号の「通商産業大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者」
- 上記3.の認定基準を準用する。

様式1

年 月 日

通商産業大臣 殿

高圧ガス保安協会
会長 名 ㊟

液化石油ガス設備士に係る講習のための講師の認定の申請について

上記について、液化石油ガス設備士講習規程（平成9年通商産業省告示第118号）の規定により別紙1の者を通商産業大臣が認める講師として認定いただきたく、履歴書を添付の上、申踏いたします。

様式2

年 月 日

通商産業大臣 殿

高圧ガス保安協会
会長 名 ㊟

液化石油ガス設備士に係る講習のための講師の認定の申請について

上記について、液化石油ガス設備士講習規程（平成9年通商産業省告示第118号）の規定により別紙2の者を通商産業大臣が認める講師として認定いただきたく申請いたします。

様式3

通商産業大臣 殿

年 月 日

高圧ガス保安協会
会長 名 ㊟

液化石油ガス設備士に係る講習のための講師の認定の申請について

上記について、平成9年通商産業省告示第119号（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき高圧ガス保安協会が行う講習の実施について必要な事項を定める件）の規定により別紙1の者を通商産業大臣が認める講師として認定いただきたく、履歴書を添付の上、申請いたします。

様式4

通商産業大臣 殿

年 月 日

高圧ガス保安協会
会長 名 ㊟

液化石油ガス設備士に係る講習のための講師の認定の申請について

上記について、平成9年通商産業省告示第119号（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき高圧ガス保安協会が行う講習の実施について必要な事項を定める件）の規定により別紙2の者を通商産業大臣が認める講師として認定いただきたく、申請いたします。